

企業版ふるさと納税

株式会社きのした様より寄付

町の地方創生の取り組みに係る企業版ふるさと納税として、株式会社きのした様より寄付をいただきました。

いただいた寄付金は、一人一人が輝き、生き生きと暮らせるまちをつくる事業として行う「新明治第2学童クラブ新設事業」にかかる費用に充てさせていただきます。



▲新明治第2学童クラブ完成イメージ

**企業版ふるさと納税で古岡町を応援してください**

企業版ふるさと納税とは、国の認定を受けた町の地方創生プロジェクトに対して町外に本社を設ける企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。最大で寄付額の約9割が軽減されます。

この制度を活用して町の取り組みを応援いただける企業の皆さまを募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

なお、寄付をいただくには、次の要件があります。

- 本社（税法上の主たる事業所または事務所）が町内のない企業が対象です。
- 1回当たり10万円以上の寄付が対象です。
- 寄付企業への経済的な利益の供与は禁止されています。
- 寄付の対象期間は令和2年度から令和6年度までです。

▼問い合わせ先

企画財政課 企画室  
☎ 26・2241（直通）



どなたでも傍聴できます

町議会9月定例会(予定)

|           |      |
|-----------|------|
| 9月1日(水)   | 開会日  |
| 2日(木)     | 一般質問 |
| 3日(金)     | 一般質問 |
| 13日(月)    | 閉会日  |
| (討論・表決など) |      |

※日程は、変更になる場合があります。詳しくは、町議会ホームページや議会事務局でご確認ください。

発熱など体調が優れない場合は傍聴をご遠慮ください。傍聴時は、マスクの着用・手指の消毒をお願いします。

調査にご協力ください

地籍調査事業を進めています

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番および地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果に基づき法務局の登記簿と公図を修正するものです。土地の実態が明確になることで、境界トラブルの防止、災害復旧の迅速化などを図ります。



また、町議会ホームページで生中継および録画配信を行っていますので、ぜひご覧ください。

本会議生中継・映像配信



▼問い合わせ先

議会事務局  
☎ 26・2283（直通）



令和3年度は、**大久保字長久保、字大松**の測量と現地立会いを行います。また、昨年度現地立会いを行った大久保字吉開戸について測量成果の閲覧を行います。調査実施にご協力ください。

▼問い合わせ先

建設課 用地管理室  
☎ 26・2279（直通）



## 今月の手話

### 「大丈夫ですか？」



右手の親指以外の4本の指先を左胸、右胸と順にあてます。右胸に手を当てた時に首を横にかしげると疑問文になります。首をかしげず表現すると、「大丈夫です」または「可能です」という意味になります。

## 防災無線(戸別受信機)設置工事開始のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で納品が遅れていた戸別受信機の設置工事を開始します。

▶対象 役場へ防災無線設置の予約の電話をした人

▶工事日 月曜日～土曜日  
8:30～17:00

▶工事業者 藤田エンジニアリング株式会社(☎0279-25-8258)

### ▶工事の流れ

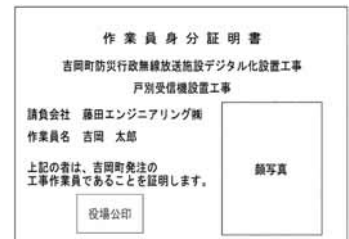
- ①業者から工事日程の連絡をします。
  - ②訪問・電波測定・設置
- ※作業時間はアンテナ設置で1～2時間程度

### ▶その他

まだ予約していない人で設置を希望する人は役場にご連絡ください。  
※旧型利用者も更新の意思確認のため、予約が必要です。

### ▶問い合わせ先

総務課 安全安心室 ☎26-2243(直通)



### 作業員身分証明書の見本

※作業員は作業員身分証明書を携帯しています。

## 月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ



## クーリング・オフって何？

●**渋川市消費生活センター** ☎22-2325

(月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く))

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶



広報6月号・7月号で、契約について紹介しました。今回はクーリング・オフについて紹介します。クーリング・オフとは、消費者がある特定の取引により契約の申し込みや締結をした場合に、冷静に考えなおす時間を与え、一定期間内であれば申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

### どんなときに使えるの？

- ・訪問販売(家庭訪問などの営業所以外での契約)
- ・電話勧誘販売(業者の電話での勧誘による契約)
- ・連鎖販売取引(マルチ取引)
- ・特定継続的役務提供(継続的なサービスの提供を受ける契約)
- ・業務提供誘引販売取引(提供される仕事で収入を得るために必要な物品を購入する契約、内職商法)
- ・訪問購入(業者が自宅などで商品の買い取りを行う契約)



### どうやって申し出するの？

決められた期間内に書面で、特定記録郵便などで送ります。期間内に事業者に届く必要はありません。通知は自分で書くことができます。町ホームページでは、クーリング・オフの期間や通知書の見本を紹介しています。ご覧ください。

※条件によってはクーリング・オフができない場合があります。取引形態によって申し出ができる期間は異なります。クーリング・オフができるか不安な場合は、消費生活センターなどへご相談ください。

長寿を祝福

敬老福祉大会

長年社会に貢献してきた人  
たちへ、感謝するとともに長  
寿を祝福するため、敬老福祉  
大会を開催します。対象とな  
る76歳以上の人には案内状を  
送付します。

また、90歳到達者・金婚祝  
い・介護者表彰・エンゼル表彰  
をあわせて行います。

▼期日 9月20日(㊤敬老の日)

▼場所 文化センター

▼対象 次のいずれかに該当  
する表彰希望者は、8月27日

㊤までに連絡してください。

◆金婚祝い 町内に在住する結  
婚50年以上の夫婦(令和2年  
度の表彰対象者で、まだ表彰  
を受けていない夫婦も申請可  
能)

◆エンゼル表彰 令和元年8月  
8日(令和3年8月7日に4  
人目の子が生まれた親

▼連絡・問い合わせ先  
社会福祉協議会  
☎54・3930



祝金などの支給方法の変更

町では長寿をお祝いし、敬老の意を表するた  
め、対象の年齢になる人を訪問していますが、  
本年度は訪問を中止します。そのため、訪問の  
際に支給していた敬老祝金などは、次のように  
支給します。

▶支給方法

令和3年度中に満80・85歳の人

祝金を本人の口座へ振込

満88・90・95・101歳以上の人

祝金を本人の口座へ振込

祝品を配送

(いずれも9月1日現在で、一年以上町に住所が  
ある人)

※対象者には、詳細を通知でお知らせしています。

▶問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室

☎26-2247(直通)



人事異動のお知らせ(7月1日付)

|                 | 異動前   | 異動後    |
|-----------------|-------|--------|
| 伊藤 鮎里           | 介護福祉課 | 健康子育て課 |
| 大澤 美穂<br>(新規採用) | —     | 介護福祉課  |



申請は9月中旬に

紙おむつ・尿取りパッドの購入を助成します

▼対象 町在住・在宅で、常時  
紙おむつ・尿取りパッドを使  
用し、次のいずれかに該当す  
る人

●65歳以上で要介護3～5の  
認定を受けている人

●3歳以上で身体障害者手帳  
1級・2級または療育手帳A  
を持つ人

※施設などに入院入所してい  
る人は除く

▼助成上限額 10,000円

▼申請期間 9月1日(水)～30日(木)



▼申請に必要なもの

●申請書(介護高齢室窓口で  
受け取るか、町ホームページ  
からダウンロードしてくださ  
い。)

●令和3年4月1日～9月30

日のレシートや領収書

●介護保険証、身体障害者手  
帳または療育手帳の写し

※審査後、申請書で指定され  
た口座に振り込みます。

▼提出・問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室  
☎26・2247(直通)